

中国産しゅんぎくに対する輸入検査の強化について

下ゆでされた野菜の残留農薬については、平成14年3月20日より18品目を対象とし、また、7月10日よりしゅんぎくを含むすべての野菜を対象として検査を実施していたところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下ゆでされた中国産しゅんぎくから、生鮮の残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日から中国産しゅんぎく及び下ゆで等簡易な加工を施したその加工品に対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 8月29日 1回目の違反
品 目：加熱後冷凍食品しゅんぎく
届出数量及び重量：1,000カートン、10,000kg
検 出 農 薬：クロルピルホス 0.07ppm (基準値：0.01ppm)
- (2) 9月19日 2回目の違反
品 目：加熱後冷凍食品しゅんぎく
届出数量及び重量：240カートン、2,400kg
検 出 農 薬：クロルピルホス 0.05ppm (基準値：0.01ppm)

<参考>

中国産しゅんぎく輸入実績 輸入届出重量

平成14年1月1日～平成14年9月19日

	届出件数	検査件数	輸入届出重量
生鮮・冷蔵・冷凍	0件	0件	0 kg
加熱後冷凍食品	88件	9件	373,790 kg

※なお、件数等については確認されたもののみ記載した。